

再商品化設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の9、旧措法44の9）

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

再商品化設備等の区分	1	44条の9第1項( )号 旧44条の9第1項( )号	44条の9第1項( )号 旧44条の9第1項( )号	44条の9第1項( )号 旧44条の9第1項( )号
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 再商品化設備等の種類等	3	( )	( )	( )
再商品化設備等の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
基準取得価額割合	10	$\frac{50、75又は100}{100}$	$\frac{50、75又は100}{100}$	$\frac{50、75又は100}{100}$
基準取得価額 (9) × (10)	11	円	円	円
特別償却率	12	$\frac{14、23又は25}{100}$	$\frac{14、23又は25}{100}$	$\frac{14、23又は25}{100}$
特別償却限度額 (11) × (12)	13	円	円	円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	(指定告示の別表番号)	( )	( )	( )
	(同上の該当番号)	( )	( )	( )
事業の用に供した再商品化設備等の仕様、性能等 判定上参考となる事項	15			

特別償却の付表（十六） 平十四・四・一以後終了事業年度分

## 特別償却の付表（十六）の記載の仕方

- 1 この付表（十六）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の9《再商品化設備等の特別償却》又は平成14年改正前の租税特別措置法（以下「平成14年旧措置法」といいます。）第44条の9《再商品化設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、再商品化設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「再商品化設備等の区分1」は、措置法第44条の9各号又は平成14年旧措置法第44条の9各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれの該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、再商品化設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「再商品化設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、再商品化設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その再商品化設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「再商品化設備等の名称4」には、再商品化設備等に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、再商品化設備等を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記載します。
- 7 「取得価額9」には、再商品化設備等の取得価額を記載します。

ただし、その再商品化設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「基準取得価額割合10」の分子は、再商品化設備等が租税特別措置法施行規則第20条の13に定める再生紙製造設備で平成14年4月1日以後に取得等をしたものについては「50」を、平成14年3月31日以前に取得等をしたものについては、「75」を○で囲み、それ以外の場合には「100」を○で囲みます。
- 9 「特別償却率12」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
  - (1) 再商品化設備等が指定告示（平成8年大蔵省告示第96号）の別表一に掲げる再商品化設備である場合  
イ 平成14年4月1日以後に取得等をしたもの…「23」  
ロ 平成14年3月31日以前に取得等をしたもの…「25」
  - (2) 再商品化設備等が指定告示の別表二に掲げる再生資源利用製品製造設備である場合…「14」
  - (3) 再商品化設備等が指定告示の別表三に掲げる特定再生資源利用製品製造設備である場合  
イ 平成14年4月1日以後に取得等をしたもの…「23」  
ロ 平成14年3月31日以前に取得等をしたもの…「25」
  - (4) 平成14年4月1日以後に取得等をした再商品化設備等が指定告示の別表四に掲げる再生資源分別回収設備である場合…「14」
- 10 「償却・準備金方式の区分14」は、その再商品化設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「事業の用に供した再商品化設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が再商品化設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示の別表番号及び該当番号を記載してください。